

「事務連絡」
平成28年10月3日

住民の皆様

社会福祉法人
鞍手町社会福祉協議会
会長 由衛 久子

住民の皆様へお詫びと訂正のお願い

10月1日発行の社協だより（町広報に織り込まれた社会福祉協議会の機関紙）に一部、誤りがございましたので、お詫びの上訂正いたします。訂正箇所は以下の通りです。

訂正箇所①：1ページの「ポイント」の枠内

【誤り】

① 介護保険の要支援1・2がなくなります。

↓

【訂正】

① 介護保険の要支援1・2のうち、通所介護と訪問介護が「新しい総合事業」に移行します。

※要支援1・2の人は介護サービス以外に、「新しい総合事業」のサービスを受けることができます。

※要支援1・2は介護保険の枠から外れることはありません。

訂正箇所②：5ページの決算書日付（※決算の数字に修正箇所はございません。）

【誤り】9月30日現在 → 【訂正】3月31日現在

解説文章だけでは住民の皆様に誤解をお招きしかねないことと、標記ミスがございましたので、この度修正をし、重ねてお詫び申し上げます。

なお、記事に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

お問合せ先

社会福祉法人 鞍手町社会福祉協議会

TEL:0949-42-7800 FAX:0949-42-7808

Mail:kurate@kurate-shakyo.or.jp